

りそな・SG ウーマンJファンド
【愛称】 **Love Me! PREMIUM**
(ラブ・ミー! プレミアム)

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)



投資信託説明書(目論見書)
2006.06

りそな・SG ウーマンJファンド

【愛称】Love Me! PREMIUM

(ラブ・ミー! プレミアム)

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)



投資信託説明書(交付目論見書)

2006.06

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・SG ウーマン」ファンドの受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年5月16日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月1日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・SG ウーマン」ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報」中の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報」中の「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは本交付目論見書巻末の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年5月16日
発行者名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近 徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・SG ウーマンJファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	当初募集額:上限 500億円 継続募集額:上限 3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書(交付目論見書)の概要	巻頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	10
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金	21
5 運用状況	24
6 手続等の概要	25
7 管理及び運営の概要	28
第2 財務ハイライト情報	31
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	31
第4 ファンドの詳細情報の項目	33
約款	巻末

投資信託説明書(交付目論見書)の概要

投資信託説明書(交付目論見書)の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・SG ウーマンJファンド (愛称:「Love Me! PREMIUM(ラブ・ミー! プレミアム)」)

商品分類	追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)
運用の基本方針	「SG ウーマンJマザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の証券取引所上場株式等に投資し、中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。
ファンドのリスク	ファンドは「SG ウーマンJマザーファンド」を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決算日	年2回決算、原則として3月および9月の各15日(休日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
お申込日	原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで) [*] 、取得のお申込みができます。
お申込価額	取得のお申込受付日の基準価額(当初1口 = 1円)
お申込単位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位
お申込手数料率	3.15%(税抜き 3.00%)を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約(換金)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで)[*]ご解約のお申込み(一部解約の実行の請求)ができます。 ・ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約お申込受付日の基準価額
信託財産留保金	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.785%(税抜き1.700%) を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社

* 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの特色

1 わが国の株式を主要投資対象とし、女性の活躍による経済の活性化から恩恵を受ける企業に投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用いたします。実質的な運用は「SG ウーマン」マザーファンド」で行い、ファンドはその受益証券に投資します。

2 運用に当たっては、収益力に比較して割安と判断される銘柄の中から、女性の視点で「女性力企業(銘柄)」を発掘します。

* 女性力企業の詳細については、「ファンドの特色 SG ウーマン」マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

3 リスク管理を重視した運用を行います。

ソシエテジェネラルアセットマネジメントの実績ある運用手法により、リスク管理を重視した運用を行います。

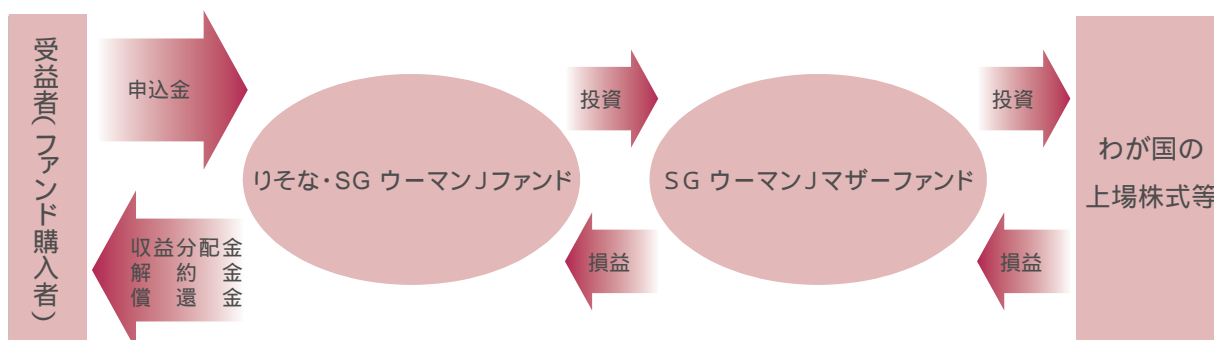
4 年2回の決算時に、運用実績に応じた分配を目指します。

決算は3月、9月の各15日(休日の場合は翌営業日)です。

ファンドの仕組み

<りそな・SG ウーマン」ファンドの仕組み>

主として「SG ウーマン」マザーファンド」を通じて、わが国の証券取引所上場株式等に投資します。



ファンドの特色

ファンドおよびファンドが投資するSG ウーマンJマザーファンドの運用は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社(SG AM(ジャパン))が行います。

< 女性力企業 > への投資

SG ウーマンJマザーファンドの投資方針

わが国の証券取引所上場企業のうち、割安と判断される「女性力企業(銘柄)」に投資します。

< 女性力企業 >

- ・ 女性が活躍する企業
 役職登用、女性の雇用に積極的であるなど、女性が能力を発揮している企業
 子育て支援、産休復帰支援など、社内で女性が働く環境が提供されている企業
- ・ 女性向けに商品・サービスを提供する企業
 主として女性マーケットを持つ企業
 女性をターゲットとした商品・サービスを展開している企業

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。また、外貨建資産への投資は行いません。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用のポイント:

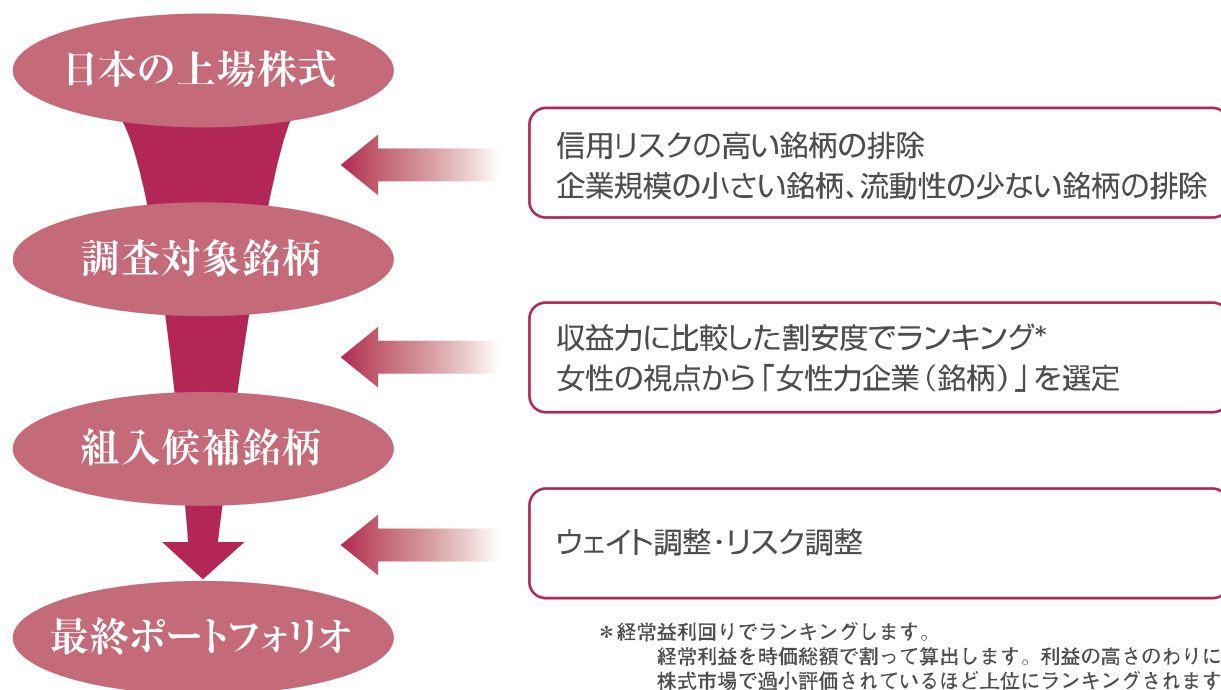
組入候補銘柄について、独自の調査をベースに分析します。
 企業の収益力から見て株式市場で過小評価されている割安銘柄を発掘します。
 女性の視点、女性向け事業の成長性、競争力に着目して、銘柄を絞り込みます。

運用プロセス:

- 1 日本の全上場株式から信用リスクの高い銘柄を排除します。
- 2 企業規模の小さい銘柄^{*1}、流動性の少ない銘柄等を排除した銘柄群を重点調査します。
- 3 独自に産業を10分類し、それぞれ経常益利回り^{*2} によるランク付けをすることで、利益の高さに比較し株式市場で過小評価されている銘柄を発掘します。
- 4 ランキング上位から、期待リターンが高く、かつ女性の視点で評価できる銘柄を絞り込みます。
- 5 産業・企業規模等の観点から偏りが無いが、調整します。
- 6 リスク分析を行い、ポートフォリオ全体を微調整します。

*1 企業規模:企業が発行する株式の時価総額(発行済株式総数 × 株価)の大きさ

*2 経常益利回り:経常利益を時価総額で割って算出したもの



= SG AM(ジャパン)の調査方法 =

充実した専任アナリスト・チームによるリサーチで、組入対象銘柄を絞り込みます。

ファンダメンタルズ分析:財務諸表、収益力、事業内容等から適正価値を算出します。

独自に将来の業績を予想します。

5つの評価項目(成長性、収益性、財務安定性、経営力・競争力、株価水準)により、6カ月後の相対的なパフォーマンスを5段階で評価します。

ファンドおよびファンドが投資するSG ウーマン」マザーファンドにおいては、さらに「女性力企業」という視点を加えて、組入候補を選定します。

ファンドのリスク

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

1. 価格変動リスク

一般に、有価証券の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け、大きく変動します。ファンドにおいては有価証券の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

2. 流動性リスク

大口の解約を受けた場合などに有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が大きく下落することがあります。

3. 信用リスク

一般に、有価証券の発行体の財務状況の悪化等により、債券等にデフォルト(債務不履行)が生じたり、株価が下落したりする場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

4. ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一のマザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受ける場合があります。

ファンドは、「SG ウーマン」マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり、元本が保証されているものではありません。

ファンドは預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金による支払対象ではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ご投資の流れ



ご投資に当たって

取得のお申込みは、販売会社の窓口で承ります。

お 申 込 日 取得のお申込みは、原則として販売会社の営業日に取扱います。

お 申 込 時 間 午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受け付けとします。

お 申 込 手 続 き まずは、販売会社取引口座をご開設ください。以下の取得申込方法でお申込みいただけます。
自動けいぞく投資コース：販売会社で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。
収益分配金は、税金を差し引いたあと自動的に再投資されます。

販売会社により、「投資信託定時定額購入プラン」を取扱う場合があります。ご利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、定時定額購入サービス等に関する契約が必要となります。また販売会社によっては、「定期引出」を選択することもできます。なお、取得申込みコースの取扱いには販売会社によって異なる場合があります。また、販売会社との各契約または規定については、同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お 申 込 単 位 自動けいぞく投資コース：1万円以上 1円単位

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金を再投資する際は1口単位からの買付けが可能となります。お申込単位の詳細、「投資信託定時定額購入プラン」および「定期引出」の取扱いの詳細に関しては、販売会社にお問い合わせください。

お 申 込 価 額 取得のお申込受付日の基準価額でのお買付けになります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お 申 込 手 数 料 率 申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜き3.00%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配について

毎決算時(原則として3月15日および9月15日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

収益分配方針 ファンドに帰属すべき経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
また、収益分配金にあてずに信託財産に留保した収益については、ファンドの運用の基本方針に基づき運用を行います。

お受取り方法 収益分配金のお受取り方法は、以下の通りです。

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いたあと無手数料で自動的に再投資されます。(ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受取ることを選択することもできます。収益分配金をお支払いする場合は、原則として決算日から起算して5営業日目より、お申込みの販売会社においてお支払いいたします。)

ご解約(換金)に当たって

ご解約申込日 ご解約のお申込み(一部解約の実行の請求)は、原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。

ご解約申込時間 午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付とします。

ご解約手続き 取得のお申込みを行った販売会社で受け付けます。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご解約単位 自動けいぞく投資コース：1口単位

ご解約時の価額 お申込受付日の基準価額でのご解約になります。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ご解約時の手数料等 ご解約時の手数料および信託財産留保額はありません。

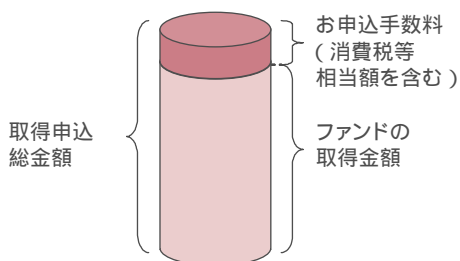
ご解約金 ご解約お申込受付日から起算して、原則として5営業日よりお支払いいたします。

買取請求によるご解約(換金)のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

費用および税金

取得申込時にお支払いただく金額

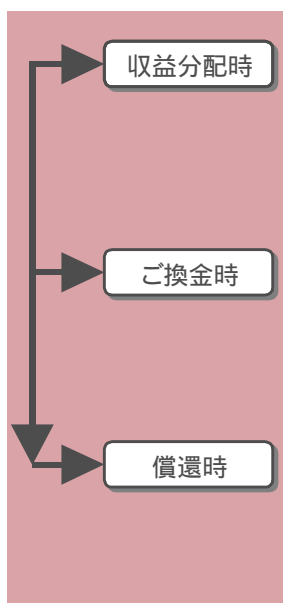
取得申込総金額をお支払いいただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。お申込手数料率は申込コースや販売会社によって異なります。



お申込手数料率が3.15%の場合にファンドを100万円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額	お申込手数料	取得申込総金額
1,000,000円	+ 31,500円	= 1,031,500円

ファンド取得後、ご換金いただくまでにかかる費用および税金(個人の受益者の場合)



収益分配時にかかる税金

決算日ごとに委託会社が決定した収益分配金をお支払いいたします(ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。)。収益分配金には普通分配金と特別分配金があり、そのうちの普通分配金に対しては、そのつど10%(所得税7%および地方税3%)の税率で税金が源泉徴収されます。

ご換金時にかかる費用および税金

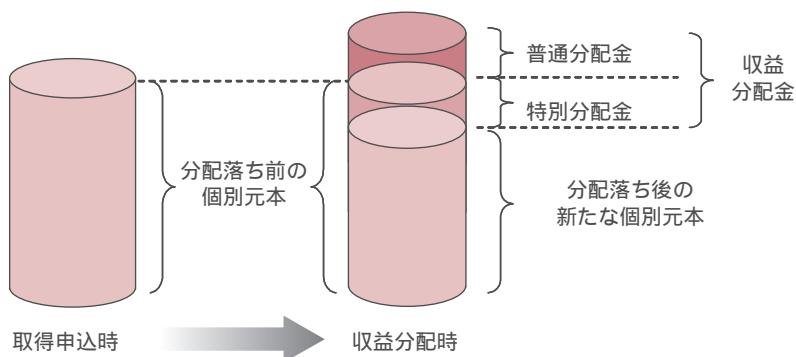
解約お申込受付日の基準価額を解約価額としてご換金いただきます。また、解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合の超過額に対しては、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で税金が源泉徴収されます。

償還時にかかる税金

償還時の価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。

(注)上記の税率は、平成18年4月現在のものです。税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

収益分配金落ち後の基準価額が受益者ごとの個別元本を下回っていた場合、収益分配金のうちの下回った額に相当する部分を「特別分配金」といいます。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

ファンドの取得お申込からご換金いただくまでにかかる費用および課税について

時期	項目	費用・税金		備考
お申込時	申込手数料	取得のお申込受付日の基準価額に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額	申込手数料率: 3.15%(税抜き3.00%)を上限として販売会社が定めます。	
収益分配時	税金	普通分配金 ¹ に対し課税	個人の受益者: 所得税7%・地方税3% ²	源泉徴収 ³ (総合課税選択の場合は配当控除の適用あり)
			法人の受益者: 所得税7% ²	源泉徴収 益金不算入制度の適用あり
ご解約時	税金	解約のお申込受付日の基準価額の個別元本超過額 ² に対し課税	個人の受益者: 所得税7%・地方税3% ²	源泉徴収 ³
			法人の受益者: 所得税7% ²	源泉徴収
償還時	税金	償還時の基準価額の個別元本超過額に対し課税	個人の受益者: 所得税7%・地方税3% ²	源泉徴収 ³
			法人の受益者: 所得税7% ²	源泉徴収

1 普通分配金に関しては、前頁の図をご参照ください。

2 所得税および地方税は、平成20年4月1日より、所得税15%・地方税5%となる予定です。なお、法人の受益者に対する地方税の源泉徴収はありません。この他、税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

3 確定申告を行い、総合課税の選択をすることも可能です。

ファンドの情報開示について

基準価額

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことによって知ることができます。

算出された翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。

(オープン基準価格欄[SGアセット]にて「ラブミP」の略称で掲載されます。)

基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

委託会社のホームページに毎日掲載します。

週次・月次レポート

ファンドの信託財産の状況、運用経過をまとめ、原則として月次または週次レポートとして開示を行う方針です。これらのレポートは委託会社のホームページで閲覧することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の決算後およびファンドの運用の終了時(償還時)に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。販売会社はあらかじめ申し出を受けた受益者の住所に運用報告書を送付します。

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

りそな・SG ウーマンJファンド (愛称:ラブ・ミー! プレミアム)用語集

本目論見書中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごとおよび償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われなくてもあります。
受益証券	契約型投資信託における当該投資信託の保有者である受益者の受益権を表す証券のことです。販売会社に保管を委託できます。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ファミリーファンド方式	複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の取得するファンドをベビーファンドとし、その全部または一部をマザーファンドに投資して、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・SG ウーマン」ファンド

(愛称:「Love Me! PREMIUM(ラブ・ミー! プレミアム)」、以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別 : 原則無記名式(記名式への変更も可能)

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得していません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券(以下、「受益証券」といいます。)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

当初申込期間(平成18年6月1日から平成18年6月29日まで)

500億円を上限とします。

継続申込期間(平成18年6月30日から平成19年6月14日まで)

3,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

発行価格

(イ) 当初申込期間(平成18年6月1日から平成18年6月29日まで)

受益証券1口当たり1円とします。

(ロ) 継続申込期間(平成18年6月30日から平成19年6月14日まで)

取得申込日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益証券1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関(以下、「販売会社」といいます。)または委託会社(後述の「(12) その他 その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、算出された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「ラブミP」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、3.15%(税抜き3.00%)を上限として販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(6) 申込単位

収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」の取り扱いがあります。申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(7) 申込期間

当初申込期間：平成18年6月1日から平成18年6月29日まで

継続申込期間：平成18年6月30日から平成19年6月14日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(9) 払込期日

当初申込期間

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。申込者は、申込期間中に取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。発行価額の総額は、払込期日(平成18年6月30日)に、販売会社より委託会社を經由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

継続申込期間

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。)までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を經由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額

の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料、申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせ下さい。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。

「自動けいぞく投資コース」の場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約約款」にしたがった契約を締結します。その際、保護預りに関する契約を同時に締結します。

別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、上記の約款は当該別の名称に読み替えるものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

なお、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、定時定額購入サービス等に関する取り決めを行う必要があります。また、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

詳しくは販売会社（後記 のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までとします。ただし、所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により受益証券の取得申込みの受け付けを制限または中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 信託約款の変更」(f)の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

この投資信託は、主として「SG ウーマン」マザーファンド」受益証券への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。ファンドは、「SG ウーマン」マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- 1** わが国の株式を主要投資対象とし、女性の活躍による経済の活性化から恩恵を受ける企業に投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。実質的な運用は「SG ウーマン」マザーファンド」で行い、ファンドはその受益証券に投資します。

- 2** 運用に当たっては、収益力に比較して割安と判断される銘柄の中から、女性の視点で「女性力企業（銘柄）」を発掘します。

女性力企業とは

- 女性が活躍する企業
 - 役職登用、女性の雇用に積極的であるなど女性が能力を發揮している企業
 - 子育て支援、産休復帰支援など、社内で女性が働く環境が提供されている企業
- 女性向けに商品・サービスを提供する企業
 - 主として女性マーケットを持つ企業
 - 女性をターゲットとした商品・サービスを展開している企業

- 3** リスク管理を重視した運用を行います。

ソシエテジェネラルアセットマネジメントの実績ある運用手法により、リスク管理を重視した運用を行います。

- 4** 年2回の決算時に、運用実績に応じた分配を目指します。

決算は3月、9月の各15日（休日の場合は翌営業日）です。

参考情報

「SG ウーマン」マザーファンド」の投資方針

わが国の証券取引所上場企業のうち、割安と判断される「女性力企業（銘柄）」に投資します。

<女性力企業>

1 女性が活躍する企業

役職登用、女性の雇用に積極的であるなど、女性が能力を発揮している企業
子育て支援、産休復帰支援など、社内で女性が働く環境が提供されている企業

2 女性向けに商品・サービスを提供する企業

主として女性マーケットを持つ企業
女性をターゲットとした商品・サービスを展開している企業

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。また、外貨建資産への投資は行いません。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用のポイント：

組入候補銘柄について、独自の調査をベースに分析します。

企業の収益力から見て株式市場で過小評価されている割安銘柄を発掘します。

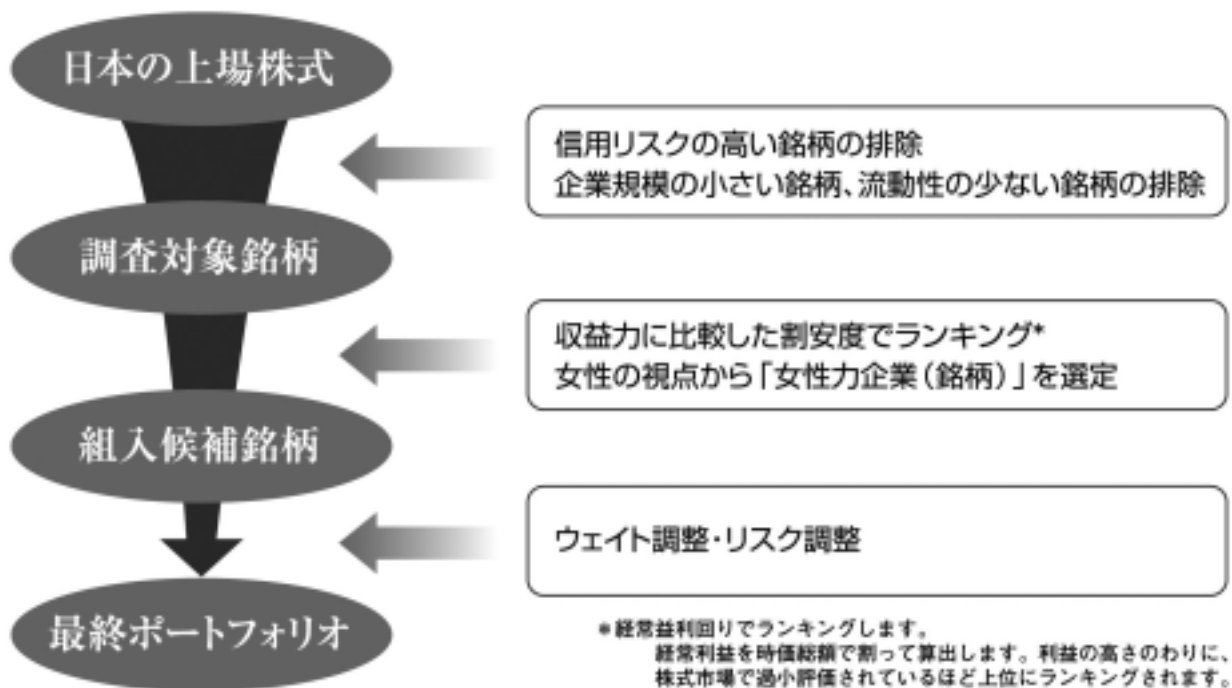
女性の視点、女性向け事業の成長性、競争力に着目して、銘柄を絞り込みます。

運用プロセス：

- 1 日本の全上場株式から信用リスクの高い銘柄を排除します。
- 2 企業規模^{*1}の小さい銘柄、流動性の少ない銘柄等を排除した銘柄群を重点調査します。
- 3 独自に産業を10分類し、それぞれ経常益利回り^{*2}によるランク付けをすることで、利益の高さに比較し株式市場で過小評価されている銘柄を発掘します。
- 4 ランキング上位から、期待リターンが高く、かつ女性の視点で評価できる銘柄を絞り込みます。
- 5 産業・企業規模等の観点から偏りがいないか、調整します。
- 6 リスク分析を行い、ポートフォリオ全体を微調整します。

*1 企業規模：企業が発行する株式の時価総額（発行済株式総数×株価）の大きさ

*2 経常益利回り：経常利益を時価総額で割って算出したもの



= S G A M (ジャパン) の調査方法 =

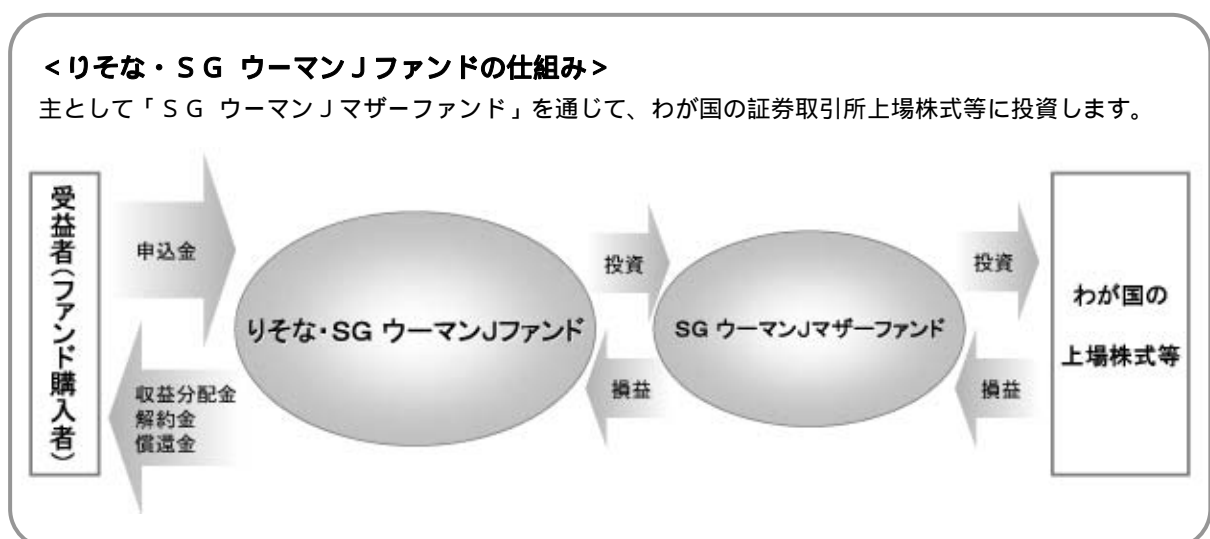
充実した専任アナリスト・チームによるリサーチで、組入対象銘柄を絞り込みます。

- ファundamental分析：財務諸表、収益力、事業内容等から適正価値を算出します。
- 独自に将来の業績を予想します。
- 5つの評価項目（成長性、収益性、財務安定性、経営力・競争力、株価水準）により、6カ月後の相対的なパフォーマンスを5段階で評価します。

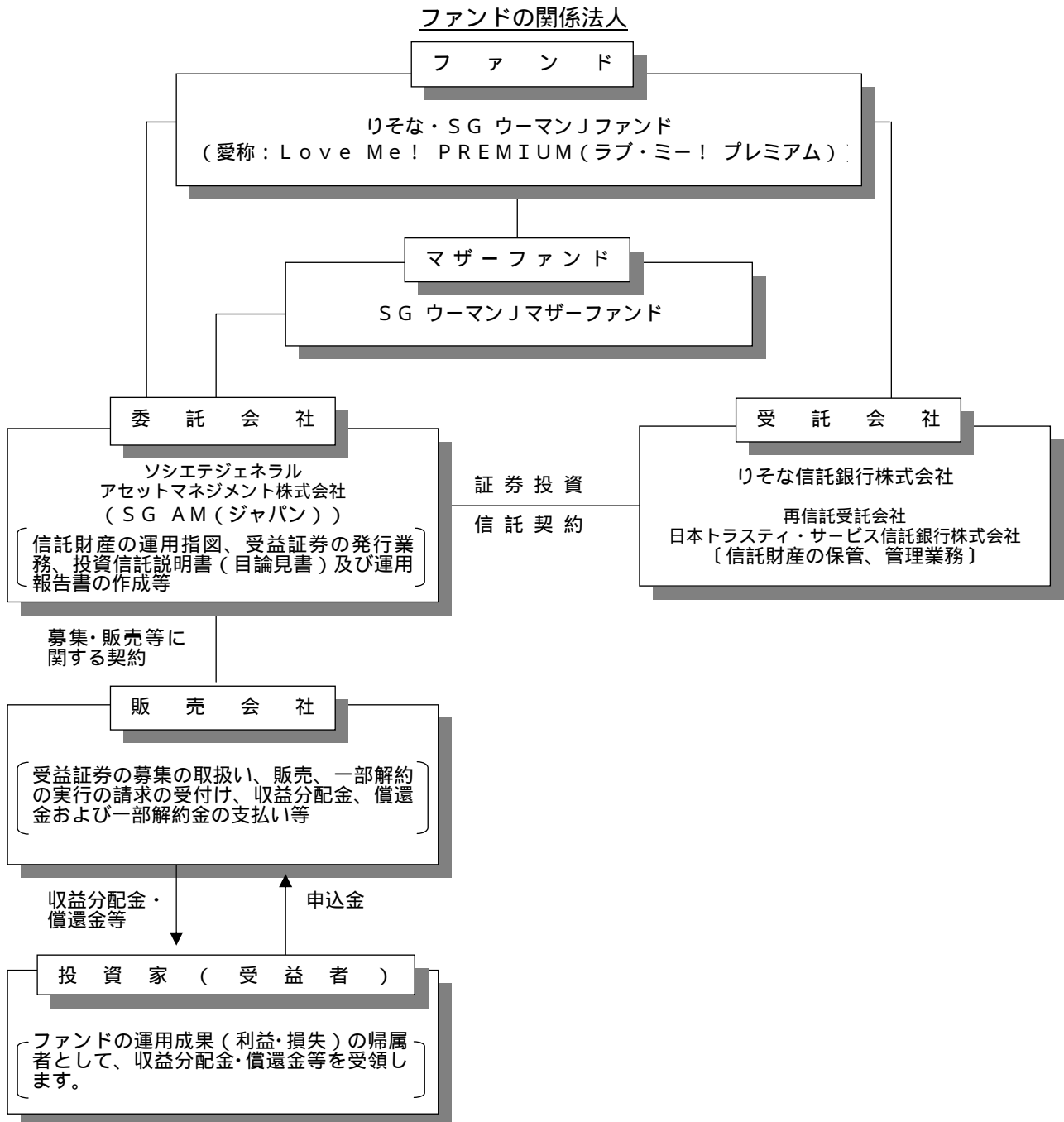
ファンドおよびファンドが投資する「S G ウーマン」マザーファンド」においては、さらに「女性力企業」という視点を加えて、組入候補を選定します。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、受益証券の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 リそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所有株式数	比 率
の 状 況	ソシエテジェネラル投資顧問(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラルを「SG」、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「SG AM」と表示することがあります。「SG」とはソシエテ ジェネラルを表すブランドであり、ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル	SG
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント (本社・フランス パリ)	SG AM
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (本社・日本 東京)	SG AM(ジャパン)

2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

ファンドは、中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。

投資態度

- (イ) 主として、「SG ウーマン」マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。) 受益証券を通じて、わが国の証券取引所上場株式等に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- (ロ) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- (ハ) 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。) への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ニ) ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (a) 有価証券
 - (b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - (c) 有価証券オプション取引にかかる権利
 - (d) 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - (e) 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号で定めるものをいいます。)
 - (f) 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - (g) 金融先物取引にかかる権利
 - (h) 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。)にかかる権利
 - (i) 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、)の受益権
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - (b) 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、「SG ウーマン」マザーファンド」受益証券に投資するほか、次の有価証券(ただし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (p) 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- (q) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (r) 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- (s) 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)および(p)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(p)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託
- (c) コール・ローン

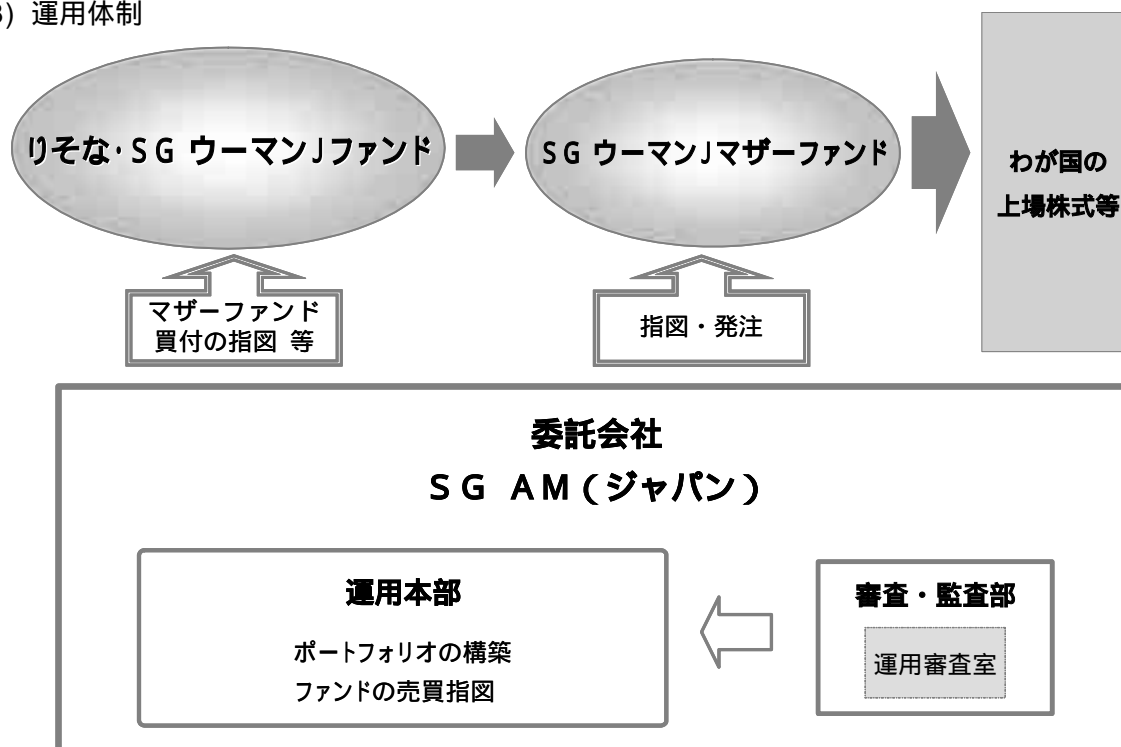
(d) 手形割引市場において売買される手形

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (c) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (d) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (e) 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。
- (f) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 運用体制



ファンドは、委託会社の運用本部により運用される体制となっています。ファンドには、リスク管理の観点から投資ルールが定められており、そのルールに沿った運用がされているかどうか、運用審査室がモニタリングしています。

上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時（毎年2回。原則として3月15日および9月15日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益^{*1}（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益^{*2}（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(c) 留保額の運用方針

運用の基本方針に基づき運用を行います。

*1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

*2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。

収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当等収益とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

収益分配金の交付

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

信託約款に基づく主な投資制限

- (イ) 株式への実質投資割合には制限を設けません(約款「運用の基本方針」)。
- (ロ) 外貨建資産への投資は行いません(約款「運用の基本方針」)。
- (ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします(約款「運用の基本方針」および第20条第4項)。
- (ニ) 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません(約款「運用の基本方針」)。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします(約款「運用の基本方針」および第24条第1項)。
- (ヘ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします(約款「運用の基本方針」および第25条第1項)。
- (ト) 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします(約款「運用の基本方針」および第20条第5項)。
- (チ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。また、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の実質的な総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします(約款第28条第2項および第3項)。
- (リ) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします(約款第29条第1項)。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、すべての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の(a)および(b)に掲げる額(これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

- (a) 信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価オプション証券取引、外国有価証券市場におけるこれと同類の取引および金融オプション取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいいます。以下、後記(b)において同じ）および有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。）
- (b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- (c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券もしくは証書または新株予約権にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- (d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

< 参考情報 > S G ウーマンJマザーファンドについて

1 運用の基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

独自の調査分析に基づいた銘柄選択を行い、割安銘柄に投資します。

株式組入比率は、原則として高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

なお、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利

(c) 有価証券オプション取引にかかる権利

(d) 外国市場証券先物取引にかかる権利

(e) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）

(f) 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除く。）

(g) 金融先物取引にかかる権利

(h) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める「スワップ取引」に限ります。）にかかる権利

(i) 金銭を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
- (b) 為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券（ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12および16の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに16の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

信託約款による主な投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。
- (b) 外貨建資産への投資は行いません（約款「運用の基本方針」）。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします（約款「運用の基本方針」および第13条第4項）。
- (d) 同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。
- (e) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします（約款「運用の基本方針」および第17条）。
- (f) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします（約款「運用の基本方針」および第18条）。
- (g) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします（約款「運用の基本方針」および第13条第5項）。
- (h) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。また、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします（約款第21条第2項および第3項）。
- (i) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします（約款第22条第1項）。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、主として「SG ウーマン」マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。

ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金による支払対象ではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

大口の解約を受けた場合などに有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が大きく下落することがあります。

信用リスク

一般に、有価証券の発行体の財務状況の悪化等により、債券等にデフォルト（債務不履行）が生じたり、株価が下落したりする場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

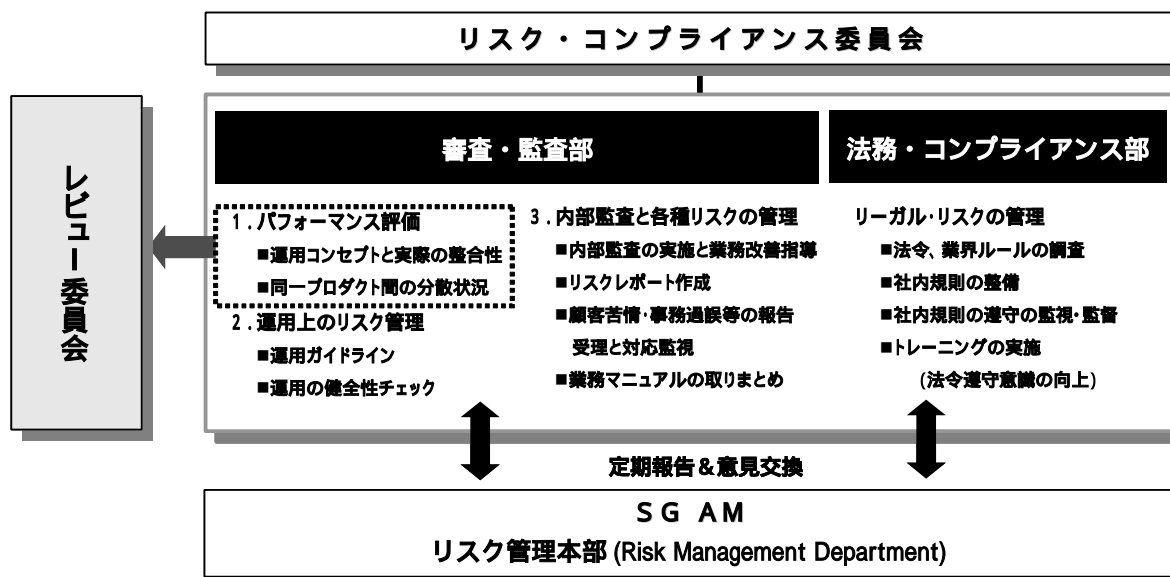
ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一のマザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受ける場合があります。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

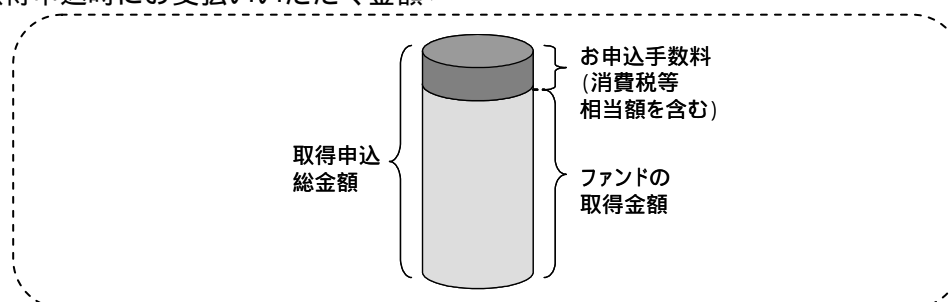
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜き 3.00%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 1.785%（税抜き 1.700%）を乗じて得た額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	0.903% (税抜き 0.86%)	0.798% (税抜き 0.76%)	0.084% (税抜き 0.08%)
100 億円超 200 億円以下の部分	0.798% (税抜き 0.76%)	0.903% (税抜き 0.86%)	0.084% (税抜き 0.08%)
200 億円超の部分	0.693% (税抜き 0.66%)	1.008% (税抜き 0.96%)	0.084% (税抜き 0.08%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、各販売会社の純資産総額に応じて支払います。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらずファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた金額を、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産の中から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

個別元本方式について

(イ) 個別元本について

(a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(b) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(c) ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

(d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、「（八）収益分配金の課税について」をご参照ください。）

(ロ) 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

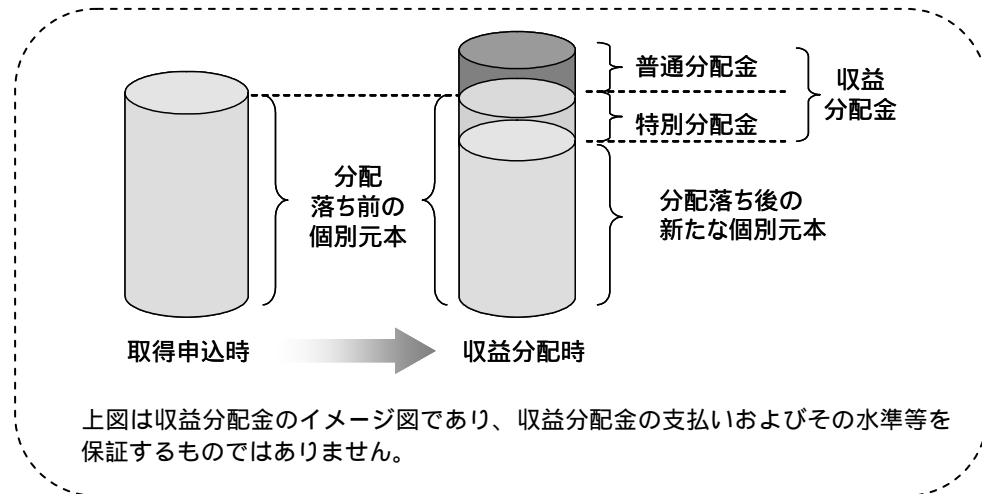
(ハ) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下

回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 10% (所得税 7% および地方税 3%)、また平成 20 年 4 月 1 日以降は 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度 (源泉徴収のみで納税が完了する仕組み) が適用されます。

確定申告を行い総合課税 (配当控除の適用あり) の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 7% (所得税 7%)、また平成 20 年 4 月 1 日以降は 15% (所得税 15%) の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度が適用されます。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

ファンドの運用について、有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは平成18年6月30日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

(1) 投資状況

該当事項はありません。

(2) 投資資産

該当事項はありません。

(3) 運用実績

該当事項はありません。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

販売会社は、販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「7 管理及び運営 資産の評価」をご参照ください。分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受け付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載

または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

解約請求は、委託会社の指定する販売会社で、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、これを過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の価額は、解約請求を受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本¹を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた金額²となり、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。換金（解約）手数料はありません。

1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

2 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%。）を差し引いた金額となります。

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、解約請求の受け付けを制限または中止すること、および既に受け付けた申込みを取り消すことができます。また、解約請求の合計が、その解約請求を受け付けた日における受益権総口数の10分の1を超える場合、委託会社の判断により全部または一部の解約を制限することができます。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

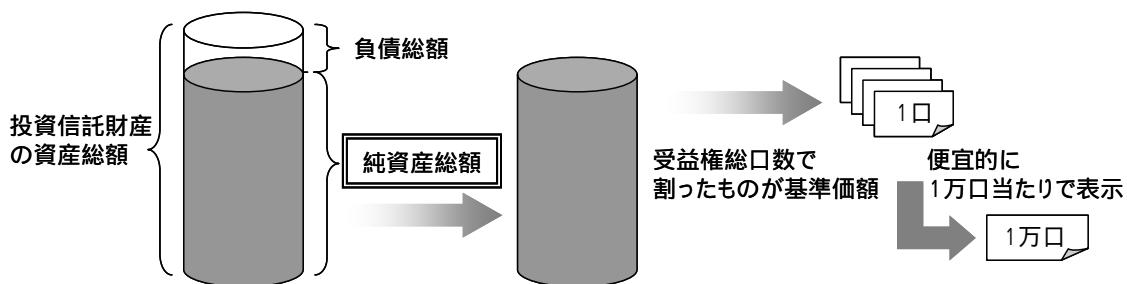
平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

	時期	価格決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得申込受付可能	取得申込受付日	
ご解約	毎営業日 一部解約の実行請求 (解約申込)受付可能	解約申込受付日	解約申込受付日から 5営業日目よりお支払い

7 管理及び運営の概要

資産の評価 < 基準価額の算定 >

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



< 基準価額の算出頻度と公表 >

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [S G アセット] にて「ラブミ P」の略称で掲載されます。）

* なお、基準価額は 1 万口当たりで表示されたものが発表されます。

信託期間

原則として無期限です。

* ただし、信託期間中に信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間

原則として毎年 3 月 16 日から 9 月 15 日および 9 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとします。ただし、第 1 期計算期間は、平成 18 年 6 月 30 日から平成 18 年 9 月 15 日までとします。

* ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

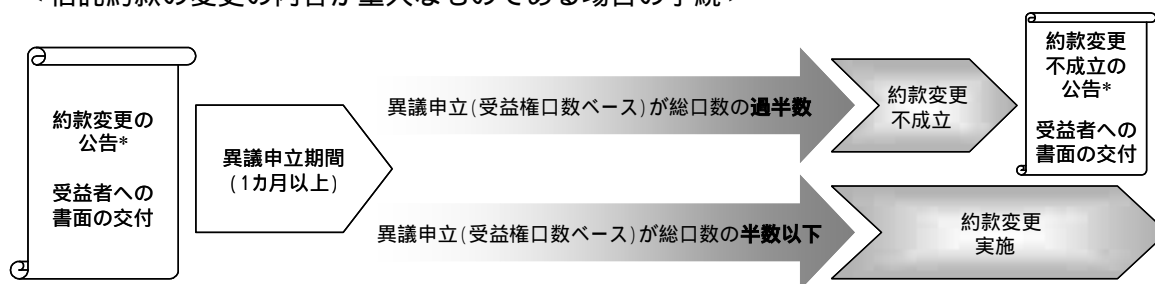
(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。

(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(f) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(b)から(d)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(b)の書面の交付を原則として行いません。

信託の終了
(信託契約の
解約)

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- B 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。

ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

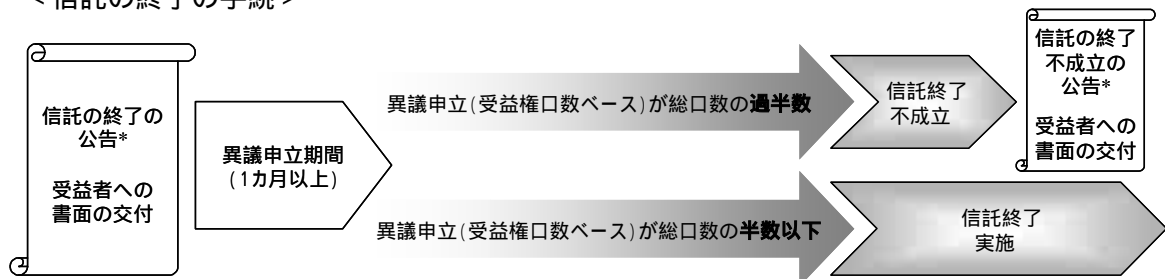
この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託の終了の手續 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

* 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎決算後および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成18年6月30日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

なお、ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

1 貸借対照表

該当事項はありません。

2 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、原則として、無記名式受益証券を記名式に、または記名式受益証券を無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を所有している受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更および無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

なお「自動けいぞく投資コース」の場合は、取得した受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されるため、記名式への変更は行いません。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

2 受益者名簿

作成いたしません。

3 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(注)

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・SG ウーマン」ファンド 約款

【運用の基本方針】

約款第 22 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。

【運用方法】

(1) 投資対象

「SG ウーマン」マザーファンド」(以下、マザーファンドといいますが、)受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

1. 主として、マザーファンド受益証券を通じて、わが国の証券取引所上場株式等に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
2. 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
3. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
4. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【運用制限】

- (1) 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資は行いません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (7) 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (8) 有価証券先物取引等は、約款第 27 条の範囲で行います。
- (9) スワップ取引は、約款第 28 条の範囲で行います。

【収益分配方針】

毎決算時(毎年 2 回、原則として 3 月、9 月の各 15 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

りそな・SG ウーマン」ファンド

約 款

【信託の種類 委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託にかかる条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対して最低単位を1円単位または1口単位として、それぞれ個別に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

第1項の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

第1項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により受益証券の取得申込みの受け付けを制限または中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取り消すことができます。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第39条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第19条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号で定めるものをいいます。)
 - ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - ト. 金融先物取引にかかる権利
 - チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。)
 - リ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - ロ. 為替手形

〔運用の指図範囲〕

第20条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を委託者として締結された親投資信託である「SG ウーマン」マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)

- の受益証券および次の有価証券(ただし、本邦通貨表示のものに限ります。)
 - に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券(証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。)
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
 - および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 18. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
 19. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)

を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)

の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔受託者の自己または利害関係人等との取引〕

第21条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第11項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)、第30条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条、第20条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱い、第26条から第29条、および第34条、第35条における委託者の指図による取引についても同様とします。

〔運用の基本方針〕

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合

計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【信託業務の委託】

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

【有価証券の保管】

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第33条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に

伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1計算期間は平成18年6月30日から平成18年9月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)(が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下、諸経費といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産

のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

【信託報酬等の額】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第1項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託者の指

定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。ただし、第47条第3項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者(委託者の指定する登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、最低単位を1口単位または1円単位として、委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。

信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により一部解約の実行の請求の受け付けを制限または中止することおよび既に受け付けた申込みを取り消すことができます。また、一部解約請求の合計が、その一部解約の実行の請求を受け付けた日における受益権総口数の10分の1を超える場合、委託者の判断により全部または一部を解約を制限することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約

しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載

した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含み

ます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、ます。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年6月30日

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託会社は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。また、下記の約款変更の内容については、適用開始日前に有効となる他の約款変更の関係等で、今後変更される場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年5月16日現在の約款の内容)
<p>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第5条 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>【信託日時の異なる受益権の内容】 第9条 <略></p> <p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいし、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいし、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u></p>	<p>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第5条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></u></p> <p>【信託日時の異なる受益権の内容】 第9条 <同左></p> <p>【受益証券の発行および種類】 第10条 <u>委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします</u> <u>委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。</u></p>

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<削除>

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者の指定する登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとし、

委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める自動かいぞく投資契約約款にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

<新設>

<新設>

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対して最低単位を1円単位または1口単位として、それぞれ個別に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとし、

委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める自動かいぞく投資契約約款にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

<新設>

第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

第1項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により受益権の取得申込みの受付を制限または中止することおよび既に受け付けた申込みの受付を取り消すことができます。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<削除>

<削除>

第1項の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

第1項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により受益証券の取得申込みの受付を制限または中止することおよび既に受け付けた申込みの受付を取り消すことができます。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第39条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

<削除>

<削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 <略>

<以下現行約款第20条から第43条まで各条を4条繰上げ>

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第31項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第43条第3項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する登録金融機関は、前項の受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第19条 <同左>

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとし、第47条第3項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<削除>

<削除>

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第40条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第43条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位または1円単位として、委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、最低単位を1口単位または1円単位として、委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。

信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により一部解約の実行の請求の受付けを制限または中止することおよび既に受け付けた申込みを取り消すことができます。また、一部解約請求の合計が、その一部解約の実行の請求を受け付けた日における受益権総口数の10分の1を超える場合、委託会社の判断により全部または一部の解約を制限することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第41項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第45条 <略>

<以下現行約款第49条から第53条まで各条を3条繰上げ>

【反対者の買取請求権】

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【委託者および受託者の業務引継】

第52条 <略>

【委託者および受託者の業務引継】

第53条 <略>

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。

信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により一部解約の実行の請求の受付けを制限または中止することおよび既に受け付けた申込みを取り消すことができます。また、一部解約請求の合計が、その一部解約の実行の請求を受け付けた日における受益権総口数の10分の1を超える場合、委託会社の判断により全部または一部の解約を制限することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第41項の規定に準じて計算された価額とします。

<新設>

【信託契約の解約】

第48条 <同左>

【反対者の買取請求権】

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第55条 <同左>

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第56条 <同左>

【付則】

第1条 (交付目論見書巻末の「りそな・SG ウーマン」ファンド 約款」の付則第1条をご参照ください。)

りそな・SG ウーマンJファンド

【名称】「ラブミー! プレミアム」
Love Me!

PREMIUM

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

りそな・SG ウーマンJファンド

【愛称】Love Me! PREMIUM

(ラブ・ミー! プレミアム)

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)



投資信託説明書(請求目論見書)

2006.06

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・SG ウーマン」ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年5月16日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月1日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・SG ウーマン」ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年 5月16日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近 徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・SG ウーマンJファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	当初募集額：上限 500億円 継続募集額：上限 3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	6
第4 ファンドの経理状況	7
1 財務諸表	7
2 ファンドの現況	7
第5 設定及び解約の実績	7

第1 ファンドの沿革

平成 18 年 6 月 30 日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始予定

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。受益証券の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」をご参照ください。
- (3) 収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する際は1口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金をもって、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」を取り扱う場合があります。ご利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、定時定額購入サービス等に関する契約が必要となります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

- (4) 取得申込時には取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜き3.00%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断

により、受益証券の取得申込みの受付を制限または中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

申込コース	換金単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位

解約請求は、委託会社の指定する販売会社で、営業日の午後 3 時（わが国の証券取引所の半休日は午前 11 時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、これを過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

- (2) 一部解約の価額は、解約請求を受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本¹を上回った場合その超過額の 10%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 20%。）を差し引いた金額²となります。換金（解約）手数料はありません。

1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

2 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の 7%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%。）を差し引いた金額となります。

- (3) 受益者が、解約請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとし、
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、解約請求の受付を制限または中止すること、および既に受け付けた申込みを取り消すことができます。また、一部解約請求の合計が、その一部解約の実行の請求を受け付けた日における受益権総口数の 10 分の 1 を超える場合、委託会社の判断により全部または一部の解約を制限することができます。
- (6) 前記(5)により解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、

当該受益証券の一部解約の価額は、当該解約請求の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

(7) 一部解約金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

買取請求による換金(解約)のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

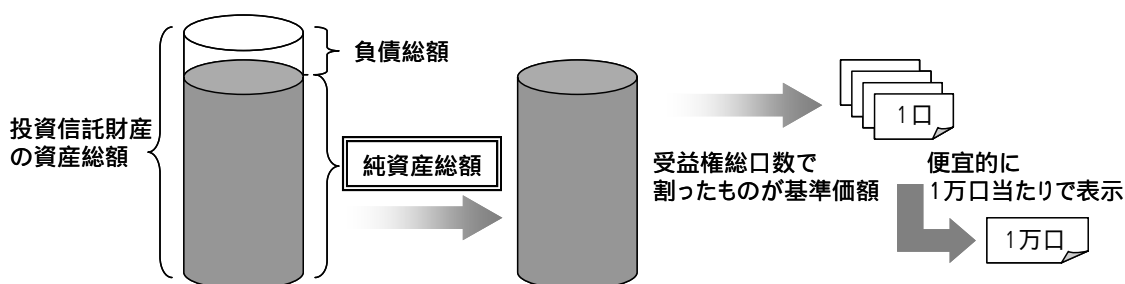
第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「ラプミP」の略称にて掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

(2) 保管

受益者は保護預り契約に基づいて、販売会社に受益証券の保管を委託できます。なお、「自動
けいぞく投資コース」の場合、受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機
関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の
保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし、信託期間中に後記「(5) その他
信託の終了 (信託契約の解約)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意
のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。

(4) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎年 3 月 16 日から 9 月 15 日まで、9 月 16 日から翌年 3
月 15 日までとします。ただし、第 1 期計算期間は、平成 18 年 6 月 30 日から平成 18 年 9 月
15 日までとします。

前記 にかかわらず、前記 の原則により各計算期間終了日に該当する日 (以下、「該当日」
といいます。) が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より
次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

償還金

償還金は、信託終了日から後 1 カ月以内の委託会社の指定する日 (原則として償還日 (償還日
が休業日の場合は翌営業日) から起算して 5 営業日目) から受益証券等と引き換えに販売会社で
お支払いします。

信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した
ときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらか
じめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

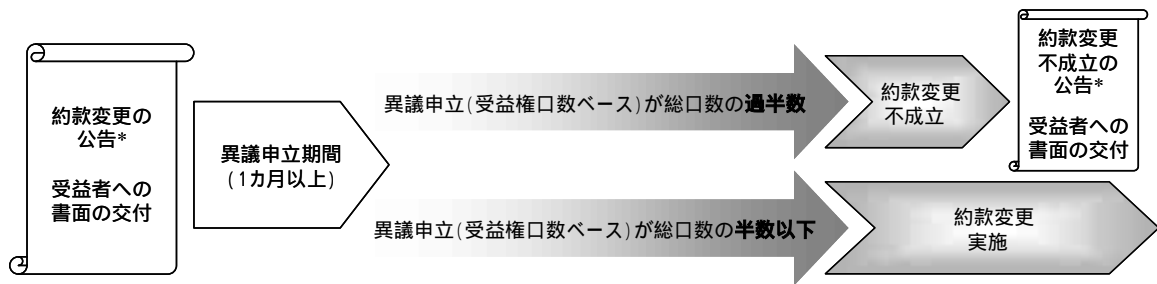
(ロ) 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更
しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託
約款にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるす
べての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異
議を述べる旨を付記されます。なお、一定の期間は 1 カ月を下らないものとします。

(ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を
超えるときは、この信託約款の変更をしません。

この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、
かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、
全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)か
ら(ニ)の規定にしたがいます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (ハ) 前記(八)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (ト) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(ロ)から(二)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社または販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の(イ)から(二)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出を受けた受益者の住所に販売会社より送付します。

信託の終了(信託契約の解約)

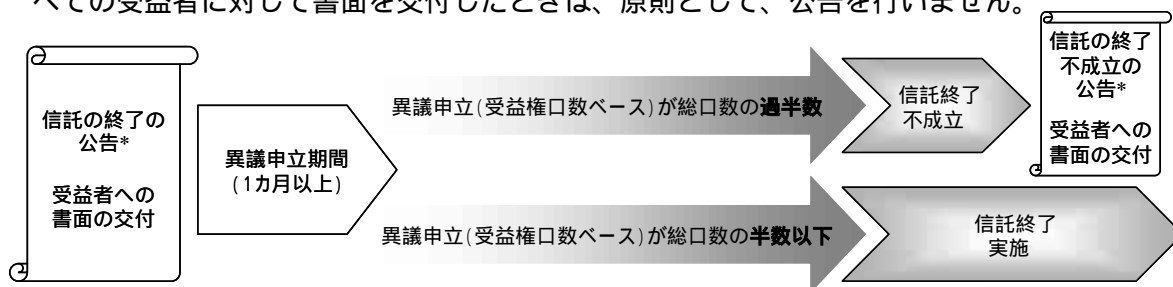
- (イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じて得られる純資産額が10億円を下回ることとなった場合
 - B 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - C やむを得ない事情が発生したとき
- これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交

付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ロ)(イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ)委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

(二)前期「受託会社の辞任に伴う取扱い」において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ)委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ)ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet.go.jp/>)にて閲覧することができます。

(ハ)受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、

受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成18年6月30日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

なお、ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

委託者は、ファンドの信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより行います。

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1期の計算期間は、平成18年6月30日から平成18年9月15日までとします。

監査証明を受けたファンドの財務諸表は有価証券報告書に掲載されます。

1 財務諸表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第5 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成18年6月30日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

りそな・SG ウーマンJファンド

【名称】「ラブミー! プレミアム」
Love Me!

PREMIUM

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

りそな・SG ウーマンJファンド

【銘柄】「ラブミー! プレミアム」
Love Me!

PREMIUM

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)